

## 八女市定住自立圏形成方針

八女市は、八女地域（平成22年2月1日の合併前の八女市の区域をいう。以下「中心地域」という。）と、黒木、立花、矢部及び星野地域（それぞれ平成22年2月1日の合併前の黒木町、立花町、矢部村及び星野村の区域をいう。以下「周辺地域」という。）で形成する「八女市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

### （目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った八女市と、八女市が行った中心市宣言に賛同した周辺地域との間において、中心地域及び周辺地域が相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、及び充実させるために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 中心地域及び周辺地域は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

### （連携する取組の分野及び内容並びに役割分担）

第3条 中心地域と周辺地域が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完しあう政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における中心地域と周辺地域の役割は、当該各号に規定するものとする。

#### （1）生活機能強化に係る政策分野

##### ア 地域保健医療体制の充実

##### （ア）取組の内容

すべての市民が健康な生活を送るために、年代別の生活状況に応じた健康づくりを支援していくとともに、医療・保健・福祉の連携強化により、地域保健医療活動の一層の向上を図る。また、地域間にある医療機関の受診機会の格差解消に向けた施策を実施する。

##### （イ）中心地域の役割

a 事業の全体調整を図るとともに、関係機関と連携し、各種健康診査（検診）の実施により、疾病の早期発見・早期治療を促進する。また、介護予防事業などの年代別の生活状況に応じた健康づくりシステムを整備する。

- b 圏域内の拠点病院である公立八女総合病院を中心として、圏域内各医療機関の相互の連携や機能分担を推進するとともに、地域医療のネットワーク化を促進するために必要な支援を実施する。
- c 関係機関と連携し、在宅当番医制及び病院群輪番制並びに歯科救急医療などの救急医療対策が円滑に運営されるための総合調整を実施する。また、事業の利用促進のために、広報活動などを実施する。
- d 無医地区において、安定した医療サービスが提供できるよう医療体制の整備を実施する。

(ウ) 周辺地域の役割

- a 中心地域及び関係機関と連携し、各種健康診査（検診）による疾病の早期発見・早期治療を促進する。また、介護予防事業などの年代別の生活状況に応じた健康づくりシステムを整備する。さらに、地域住民に向けた事業活用のための広報活動などを実施する。
- b 中心地域及び関係機関と連携し、地域医療ネットワークの整備を実施する。
- c 中心地域及び関係機関と連携し、在宅当番医制及び病院群輪番制並びに歯科救急医療などの救急医療対策が円滑に運営されるために必要な支援を実施する。また、地域住民に向けて事業活用のための広報活動などを実施する。
- d 中心地域及び関係機関と連携し、無医地区において安定した医療サービスが提供できるよう医療体制の整備を実施する。また、医療に関する地域住民のニーズの把握に努める。

イ 福祉の充実

(ア) 取組の内容

核家族及び保護者が就労している世帯などへの子育て支援を実施する。

(イ) 中心地域の役割

- a ファミリー・サポート・センター事業の安定的な運営を図るとともに、圏域全体へ事業を拡大するために、会員募集などを実施する。
- b 病児・病後児保育事業の円滑な運営を図るとともに、圏域全体へ利用を拡大するための周知を図る。

(ウ) 周辺地域の役割

- a 中心地域と連携し、広報活動などを通してファミリー・サポート・センター事業の地域住民への周知を図り、事業の利用を促進する。
- b 中心地域と連携し、広報活動などを通して病児・病後児保育事業の地域住民への周知を図り、事業の利用を促進する。

## ウ 産業の振興

### (ア) 取組の内容

- a 地域経済の自立及び活性化をめざして、魅力ある雇用の場を創出するために、地場産業の育成及び工業団地の整備による企業誘致を実施する。
- b 特産品の開発やブランド化の推進により、国内外での販路を拡大する。
- c 森林保全の積極的な推進とともに、林業生産基盤の整備促進及び新エネルギー分野などへの活用による林産物の高付加価値化により、林業の振興を図る。
- d 地場物産の展示施設の整備により、中心市街地への入り込み客の増加を図り、賑わいを再生する。また、当該施設を商業及び観光分野の交流拠点施設として活用することにより、地域産業の振興を図る。

### (イ) 中心地域の役割

- a 新たな就業機会を確保するために、工場適地の確保や工業団地の整備を進めるとともに、周辺地域と協力して工業団地への企業誘致活動を積極的に実施する。
- b 周辺地域及び関係機関と連携し、広報・宣伝や市場調査の実施により、お茶・いちご・電照菊・ぶどうなどの主要農産物の販路拡大とともに、特産品の開発やブランド化を進める。
- c 周辺地域及び関係団体と連携し、森林資源の確保及び保全を推進するとともに、林産物の新エネルギー分野への活用などによる高付加価値化を進め、地域経済の活性化及び就業機会の確保を図る。
- d 地場物産の展示施設を周辺地域の住民の利用に供し、さらに圏域内外との交流拠点施設として活用することで、中心市街地の賑わい再生と地域産業の振興を図る。

### (ウ) 周辺地域の役割

- a 中心地域及び関係機関と連携し、積極的な企業誘致活動を実施する。

- b 中心地域及び関係機関と連携し、お茶・いちご・電照菊・ぶどうなどの主要農産物の販路拡大に取り組む。
- c 地域内の森林を貴重な地域資源として捉え、中心地域及び関係機関と連携し、その整備及び保全・活用を図る。
- d 広報活動などにより地場物産の展示施設の利用を地域内の住民に周知し、積極的な活用を促進する。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### ア 地域公共交通ネットワークの構築

#### (ア) 取組の内容

八女市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）に基づき、圏域における公共交通の課題について継続的に調査し、検証するとともに、予約型乗合タクシーなどの新公共交通システムを構築する。

#### (イ) 中心地域の役割

- a 連携計画による予約型乗合タクシーの導入計画を踏まえ、実証運行などの方法により検証を行い、圏域における公共交通システムの総合的な推進と調整を図る。
- b 連携計画に基づき、路線バスと予約型乗合タクシーとの円滑な接続のために、周辺地域及び関係機関と連携し、必要な調整を図る。また、利用促進に向けた広報活動などを実施する。

#### (ウ) 周辺地域の役割

- a 連携計画による予約型乗合タクシーの導入計画を踏まえ、実証運行などの方法により地域内の検証を行い、中心地域及び関係機関と連携し、必要な調整を図る。また、事業の利用促進に向けた広報活動などを実施する。
- b 連携計画に基づき、路線バスと予約型乗合タクシーとの円滑な接続のために、中心地域及び関係機関と連携し、必要な調整を図る。また、事業の利用促進に向けた広報活動などを実施する。

### イ 情報格差の解消に向けたICTインフラ整備

#### (ア) 取組の内容

- a 圏域内の情報格差を是正するために、高速大容量通信ネットワークなどの地域情報通信基盤整備を実施する。

- b 緊急災害情報及び行政情報などの通信設備としてコミュニティ FM 放送施設の整備を実施する。

(イ) 中心地域の役割

- a 事業の総合調整を図り、周辺地域及び関係機関と連携して圏域内の高速大容量通信ネットワークの整備を実施する。
- b 事業の総合調整を図り、周辺地域及び関係機関と連携してコミュニティ FM 放送施設の整備及び運営の安定化を図る。また、利用者の増加に向けた広報活動などを実施する。

(ウ) 周辺地域の役割

- a 中心地域及び関係機関と連携し、円滑な事業進捗のための調整を図る。また、高速大容量通信ネットワークの利用を促進するための広報活動などを実施する。
- b 中心地域及び関係機関と連携し、事業の円滑な進捗を図る。また、コミュニティ FM 放送の利用を促進するための広報活動などを実施する。

ウ 圏域内外の住民との交流・移住促進

(ア) 取組の内容

- a 圏域の観光拠点をネットワーク化することにより、圏域全体の魅力を向上させ、入り込み客数の増加による地域経済の活性化を図る。
- b 圏域が誇る多種多様な地域特性を保存・継承するとともに、展示施設の整備及び交流施設などの活用により、観光資源として活用し、地域経済の活性化を図る。
- c 圏域への移住希望者などに対する空き家の斡旋及び圏域内外の結婚適齢期の男女に対する結婚支援などにより、圏域の定住人口の増加を図る。

(イ) 中心地域の役割

- a 周辺地域及び関係機関と連携し、広域観光ルートの開発及び観光情報を発信する。
- b 展示施設の整備及び交流施設におけるイベントなどの開催を通して、圏域が誇る多様な地域特性を保存・継承するとともに、圏域内外に向けて地域情報を発信する。また観光事業者などとの連携を強化し、圏域への入り込み客の増加を図る。

- c 周辺地域及び関係機関と連携し、空き家に関する情報を収集し、圏域内外の利用希望者に向けて情報を発信する。また、結婚サポート事業の企画・運営及び会員増加に向けた広報活動などを実施する。

(ウ) 周辺地域の役割

- a 中心地域と連携し、それぞれの区域内に存する観光施設及び観光資源の魅力の向上を図り、圏域内外に向けて観光情報を発信する。
- b 中心地域及び関係機関並びに地元と連携し、地域特性の保存・継承を図り、地域に根ざしたイベント開催を支援する。
- c 中心地域及び関係機関と連携し、地域住民へ事業の周知を図り、空き家バンク事業への登録物件及び結婚サポート事業の会員増加を図る。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 地域再生を担う人材の育成

(ア) 取組の内容

- a 地域再生の牽引車として期待される行政関係職員に対し政策研修を実施することにより、個々の職員の業務に対する知識を深めるとともに、企画・立案能力の向上を図る。
- b 地域課題の解決に住民等の参画を促し、その活動を支援することにより、住民主体の地域づくりを実施する。

(イ) 中心地域の役割

- a 事業の総合調整を図り、職員の研修参加への支援を実施する。
- b 関係団体間の総合調整を図り、事業周知のための広報活動などを実施する。

(ウ) 周辺地域の役割

- a 事業の総合調整を図り、支所職員の研修参加を支援する。
- b 地域内の関係団体間の総合調整を図り、事業周知のための広報活動などを実施する。

(その他)

第4条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。